



交企第82号
令和元年6月6日

公益社団法人
福島県トラック協会 殿

福島県警察本部交通部
交通企画課長
(公印省略)

重大交通事故続発防止に向けた協力依頼について

向暑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から交通事故防止活動に深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、他県に所在する運送会社の中型トラックが原因となる死亡ひき逃げ事故が発生しておりますので、貴協会傘下の会員に対し、重大事故防止に向け、引き続き適正な安全運転管理をお願いします。

記

1 死亡事故の概要

(1) 発生日時

令和元年6月3日(月)午前2時5分頃

(2) 発生場所

福島県郡山市日和田町高倉地内 国道4号下り線

(3) 概要

運送業務中の中型トラックが50歳代女性の歩行者に衝突し、車を停止させずに現場から逃走した死亡ひき逃げ事故。

2 安全運転管理上の注意点

(1) 事故防止のポイント

無理のない運行計画を作成し、安全速度の遵守をお願いします。

夜間、長距離の運転業務は、漫然運転、居眠り運転の原因となります。適度な休憩や体調管理に留意して、運転に集中するよう御指導をお願いします。

(2) 応急救護、事故の報告義務について

車両の運転者には、交通事故があった際は直ちに車両の運転を停止し、負傷者を救護し、道路における危険防止の措置を図り、最寄りの警察署の警察官に交通事故の報告をしなければならない義務があります。

人身事故はもちろん、軽微な物損事故でも報告義務がありますので、事故現場から決して離れることなく、必ず警察に通報するよう御指導をお願いします。

(連絡先 交通企画課交通安全係 024-522-2151 (内線5033))

応急救護・事故通報等は 運転者の義務です！

6月3日、郡山市内の国道4号におきまして、運送業務中のトラックに、50代の女性歩行者がはねられ死亡する痛ましい交通事故が発生しました。

トラックの運転手は、負傷者の救護や事故の通報等をせずに、車を停止することなく逃走し、死亡ひき逃げ事件の被疑者として逮捕されました。

● 交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、その車両等の運転者は

- (1) 直ちに車両等の運転を停止して
- (2) 負傷者を救護し
- (3) 道路における危険を防止する措置を講じ
- (4) 直ちに最寄りの警察署等の警察官に事故の報告

をしなければならないと、道路交通法で規定されています。

交通事故を起こしてしまったら、どんな理由があつたとしても絶対に事故現場から離れてはいけません。

交通事故を起こさない運転をすることはもちろんですが、万が一交通事故を起こしてしまった時に、誤った対応をしないよう、指導の徹底をお願いします。



福島県警察本部交通部交通企画課

